

龍和会 身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会要綱

(設置)

第1条 介護保険法の施行により指定介護老人福祉施設・短期入所生活介護施設等における身体拘束が原則として禁止され、また、「[高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）](#)」平成17年11月成立したことに伴い、その趣旨を徹底し身体拘束の廃止、[高齢者虐待防止](#)に向けた取組みを推進するため、龍和会身体拘束廃止・[高齢者虐待防止](#)委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 身体拘束廃止・[高齢者虐待防止](#)に向けた取組に関すること。
- (2) 身体拘束・[高齢者虐待](#)相談窓口によせられた事例についての相談及び苦情解決に関すること。
- (3) その他、身体拘束廃止・[高齢者虐待防止](#)に向けて必要と認められる環境の整備等の事項に関すること。
- (4) 身体拘束廃止・[高齢者虐待防止](#)に向けた職員の指導、研修等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、施設長、看護・介護部長、[介護課長](#)、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、[居宅介護支援センター職員](#)、第3者委員（2名）とする。

- 2 第3者委員は、介護サービス提供事業関係者、学識経験のある者（民生委員等）、介護サービス利用者等のうちから、社会福祉法人龍和会の理事長が委嘱する。
- 3 第3者委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第3者委員に欠員を生じた場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、施設長が指名する委員をもってあてるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要に応じ、委員会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 [委員会の開催は、原則として1ヶ月に1度（第2金曜日）開催するものとする。](#)ただし、委員長は必要に応じて随時委員会を招集開催できるものとする。

(相談窓口)

第6条 身体拘束・[高齢者虐待](#)相談窓口について委員長は、施設の相談窓口担当者として施設相談員等を任命することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。また、委員会の会議の記録・保管は、委員長が担当する。

- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日より施行する。(委員会の構成員の変更)
- この要綱は、平成28年4月1日より施行する。(会議の変更)
- この要綱は、平成30年4月1日より施行する(委員会名称の変更)
- この要綱は、令和3年4月1日より施行する。(委員会名称・内容の変更)

社会福祉法人龍和会 身体拘束規程

(身体拘束の原則禁止)

1. サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

(具体的な禁止行為)

2. 身体拘束を行う場合であっても、介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為を行ってはならない。

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。具体的には次のような行為が挙げられる。

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※ 徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車椅子、椅子やベッド等に拘束するという、高齢者の行動の自由そのものを奪う行為。

※ 車椅子や椅子からのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒等といった事故を防止するために、これらの用具等に拘束するという、福祉用具の間違った利用方法、介護方法。

(身体拘束を実施する場合)

3. 利用者の尊厳性を尊重する介護を行うため、また介護保険指定基準より身体拘束は原則禁止となっている。

しかしながら、「緊急やむを得ない場合」には例外的には身体拘束ができるものとする。

その要件、手続き、記録義務などは以下のとおりとする。

(1) 身体拘束を行う場合の「緊急やむを得ない場合」の3つの要件

(以下3つの要件をすべて満たすときのみ身体拘束は例外的にみとめられます)

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体拘束を行う場合の手続き

- ① 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人（またはユニット等のグループ）で行うのではなく、施設長を含めた施設全体で判断すること。
- ② 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者本人や家族に対して実際に身体拘束する時点で、十分に説明し理解を求めること。
- ③ 説明については施設長、医師（嘱託医）、相談員、介護主任または看護主任のいずれにより行うものとする。
- ④ 身体拘束の後、「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合は、直ちにこれを解除するものとする。

(3) 身体拘束を行う場合の記録

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(4) 身体拘束廃止委員会への報告

身体拘束を行った場合には、その行為判断が適切であったかを「寿志の里身体拘束廃止検討委員会」に報告し、検討確認（カンファレンスによる判断）を行うものとする。

(5) 改善・周知

龍和会身体拘束廃止検討委員会は、身体拘束行為について是正すべき項目等がある場合には、施設長あるいはサービス提供責任者に是正点を明確に示し、改善するよう指導し、また施設長あるいはサービス提供責任者は職員等に対し研修会等を通じ改善事項の教育指導・周知を行うものとする。

(6) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

① 研修の開催

- ・ 定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
- ・ 新任者に対する研修の実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施

② 研修内容

- ・基本方針（運営基準）（権利擁護）
- ・身体拘束がもたらす弊害
- ・身体拘束の具体的行為
- ・緊急やむを得ない場合（3原則）とその手続き
- ・報告された事例及び分析結果

(7) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

① 入居者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、寿志の里ホームページにていつでもすべての方が閲覧可能とする。また、1階玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。

② 従業員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署および2ユニットに1部常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

以 上

<参考> (身体拘束による弊害)

身体拘束がもたらす多くの弊害については以下のとおりである。

(ア) 身体的弊害

身体拘束は、様々な身体的弊害をもたらします。

例えば、本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害。

食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害。

車いすに拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには抑制具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらあります。

本来のケアにおいて追及されるべき「高齢者の機能回復」という目標とは、まさに正反対の結果を招くおそれがあります。

(イ) 精神的弊害

身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらします。

本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え、そして人間としての尊厳を侵す。身体拘束によって、痴呆がさらに進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもあります。

また、本人の家族にも大きな精神的苦痛を与えます。自らの親や配偶者が拘束されている姿を見たとき、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまされる家族は多いといわれます。

さらに、看護・介護職員も、自らが行うケアに対して誇りが持てなくなり、安易な拘束が士気の低下を招きます。

(ウ) 社会的弊害

こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいます。身体拘束は、看護・介護職員自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあります。

そして、身体拘束による高齢者の心身機能の低下はその人の QOL (クオリティー・オブ・ライフ：生活の質) を低下させるのみでなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからぬ影響をもたらします。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（記録書）

様

- あなたの状態が下記の ABC を全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない。
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束、行動制限の必要な理由	
身体的拘束、行動制限の方法（場所、内容、部位）	
拘束、行動制限の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束行動制限の開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 特別養護老人ホーム 寿志の里
施設長 宮崎 眞光
説明者 (印)

【利用者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 (印)
(入所者との続柄)

社会福祉法人 龍和会

高齢者虐待防止規定

1. 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。

2. 対応

虐待を受けたと「思われる」高齢者を養介護施設従事者等が発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。

3. 守秘義務との関係

通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない

※「虚偽」（虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う）や、「過失」（一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない）を除く。

（高齢者虐待防止法第21条第6項）

4. 高齢者虐待の定義

養介護施設従事者等による高齢者虐待

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止。

違法な身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する。

6. 高齢者虐待・不適切なケアへの対応

①速やかな初期対応を行う

- ・ 利用者の安全確保
- ・ 上司への報告・相談、事実確認
- ・ 組織的な情報共有と対策の検討
- ・ 本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ・ 原因分析と再発防止の取り組み

※正確な事実確認をし、情報を隠さない

②市町村への通報

○竹中・判田地域包括支援センター

TEL : 097-597-4111

○大分市役所 長寿福祉課権利擁護担当班

TEL : 097-537-5771

③成年後見制度の活用

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度の他、任意後見制度があります。

7. 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

- ①背景要因を解消する（背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む）
- ②不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）
- ③利用者の権利利益をまもる適切なケアを提供する。
- ④定期的な委員会の開催・発生時、臨時の委員会開催
- ⑤職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催（年2回）や外部研修への参加

（6）高齢者虐待防止について職員研修に関する基本指針

介護職員その他の従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的実施する。

① 研修の開催

- ・ 定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
- ・ 新任者に対する研修の実施

- ・その他必要な教育・研修の実施

② 研修内容

- ・権利擁護、高齢者虐待の5類型、不適切ケア

(7) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

① 入居者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、寿志の里ホームページにていつでもすべての方が閲覧可能とする。また、1階玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。

② 従業員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署および2ユニットに1部常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

当施設全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す。

身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員名簿

職 名	氏 名	所 属
施 設 長	宮崎 眞光	寿志の里 施設長
委 員 長	植村 陽介	寿志の里 生活相談員主任 介護支援専門員
副 委 員 長	山村 幸美	寿志の里 介護課長 介護支援専門員
委 員	大島 直美	寿志の里 看護・介護部長
委 員	高茂 貴明	寿志の里 介護課長 介護支援専門員
委 員	後藤 彰浩	寿志の里 介護職員
委 員	園田 紗也	寿志の里 介護職員
委 員	吉武 梨枝	寿志の里 介護職員
委 員	岩尾 朱美	寿志の里 看護職員
委 員	赤嶺 千恵美	寿志の里 生活相談員副主任
委 員	菊池 由莉奈	寿志の里 生活相談員
委 員	小野 佳子	寿志の里デイサービスセンター 介護職員リーダー
委 員	山崎 祐美子	寿志の里介護保険サービスセンター 主任介護支援専門員
委 員	柴田 泰地	グループホーム高江の里 介護職員
委 員	丸山 四郎	第三者委員
委 員	麻生 ミツ子	第三者委員